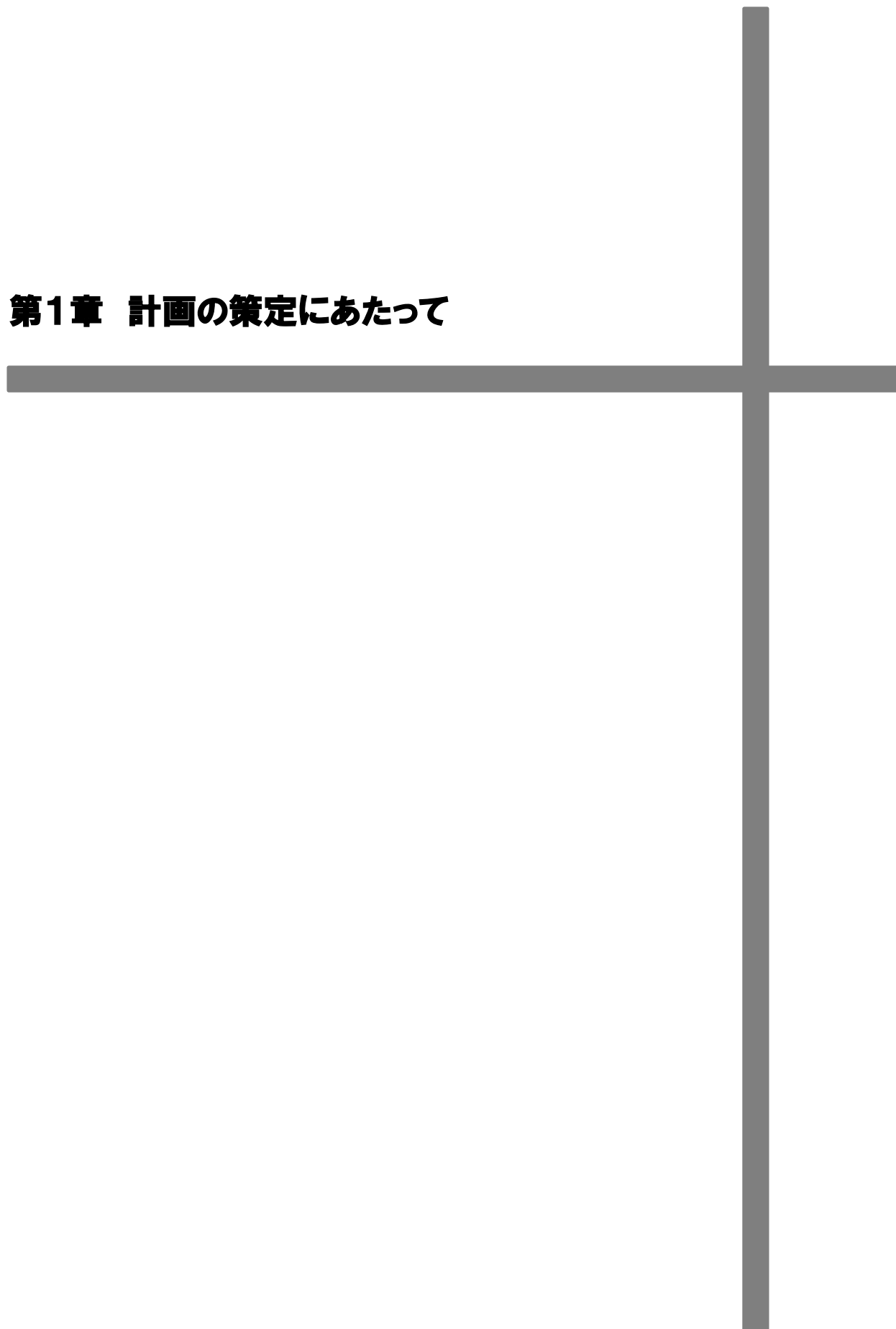


## 第1章 計画の策定にあたって







## 1 策定の背景・趣旨

我が国の少子・高齢化は急速に進行しており、これは人口構造のひずみや労働力人口の減少、社会保障制度にかかる負担の増加など、社会経済への深刻な問題として影響を与えるものと懸念されます。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育てに不安を抱える保護者が増加するなど子育てをめぐる地域や家族の状況は変化しており、さらに経済的に困難な状況から連鎖する子どもの貧困問題、児童虐待など子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたことから、子どもが生まれ育つ環境を社会全体で支えていくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の中、国は少子化対策として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を定め、平成27年度から子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。

平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が公表され令和元年5月には子ども・子育て支援法の改正、10月から幼児教育・保育が無償化されています。

逗子市では、「逗子市次世代育成行動計画」を踏まえながら、平成27年度から「逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して子どもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実、地域と力を合わせてともに育むまちづくりを目指し推進してきました。

今回、「逗子市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で計画期間の最終年度を迎えることから、「第2期逗子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、より一層総合的な支援体制を推進し、地域と力を合わせてともに育むまちづくりができるよう切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 基本的考え方

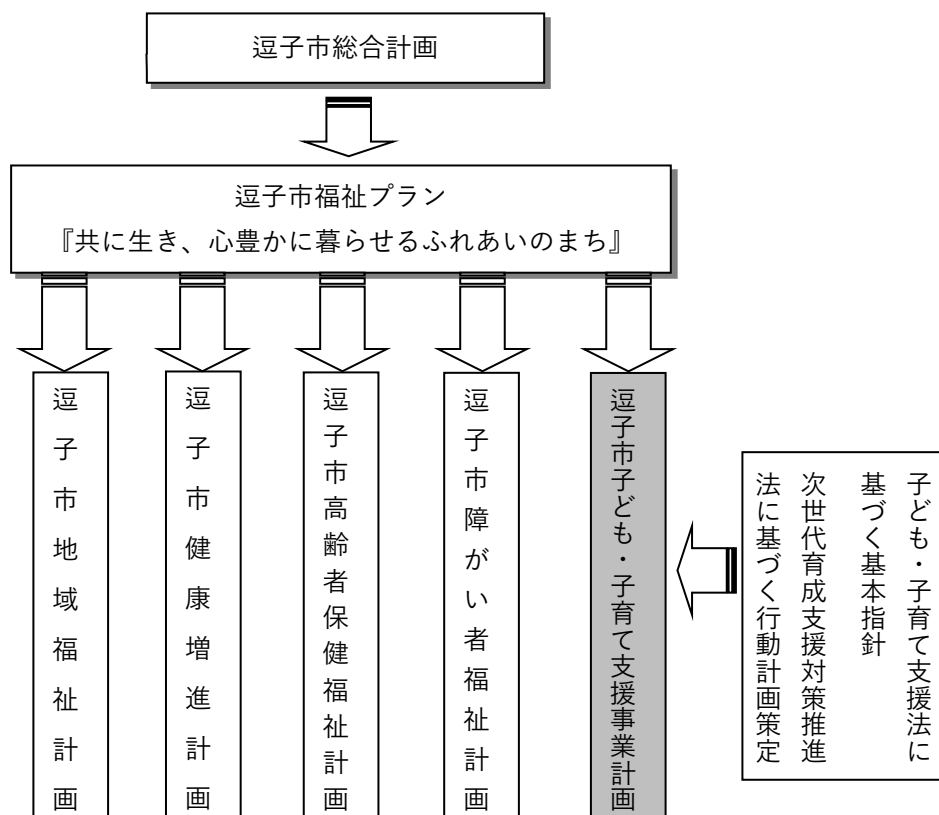
本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「次世代育成支援行動計画」を継承し、包含する計画として位置付け、「健やか親子 21」に基づく「母子保健計画」及び令和元年 6 月の改正子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行に伴い、今回は「子どもの貧困対策計画」も含めて計画します。

なお、国の策定する『子ども・子育て支援法に基づく基本指針』及び厚生労働省告示『次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針』との整合性を図ります。

### (2) 他計画との関係イメージ

さまざまな分野の取組みを総合的・一体的に進めるため、「逗子市総合計画」や「逗子市福祉プラン」などの上位計画と整合性を持ったものとしています。



### (3) 上位計画と連動する「逗子市子ども・子育て支援事業計画」の目標と方針

#### ◆基本構想の取組みの方向（「逗子市総合計画（抜粋）」）

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てを行うためには、子育てへの不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や保育所・幼稚園・小学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に育むまちづくりをめざします。

#### ◆「逗子市総合計画」で位置づけている事業と目標（計画期間 2015年度～2038年度）

##### 【1】リーディング事業

##### (1) 『子育てネットワーク構築事業』

|     |   |                    |
|-----|---|--------------------|
| 課題  | 社会情勢や家庭、地域を取り巻く環境の変化などにより、保育や子育ての支援を必要とする児童や子育てに不安や負担を感じている保護者が増加していることから、子育てに関する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させ、幅広いニーズに対応できる体制を築く必要があります。  |                    |
| 取組み | 子育てに関するポータルサイトを構築し、インターネットを活用した情報の発信と収集を一元的、総合的に行います。子育てに関わる団体等が情報や課題を共有し、解決策を学び合う場として「子育てに関わるネットワーク会議」を逗子市社会福祉協議会と連携しながら設置します。ポータルサイトとネットワーク会議を連携させることで、「子育てネットワーク」として総合的に子育て支援を推進します。 |                    |
|     | 目標【2022（令和4）年度】   | 現状【2013（平成25）年度末】  |
|     | ★子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018（平成30）年度の年間アクセス数の20パーセント増となっている。   | 子育てに関するポータルサイトがない。 |

##### (2) 『体験学習施設講座等事業』

|     |  |                   |
|-----|--|-------------------|
| 課題  | 子どもたちが地域社会でいきいきと活動できるよう、地域社会に中高生を含む子どもの居場所を確保するとともに、自主的な活動を支援することが求められています。                                |                   |
| 取組み | 中高生については体験学習施設「スマイル」を拠点に、様々な講座やイベント等の企画運営ができる「子ども委員会」を設置し、子どもの居場所をつくります。また、実行委員会形式による体験学習施設まつり等の企画運営を行います。 |                   |
|     | 目標【2022（令和4）年度】  | 現状【2013（平成25）年度末】 |
|     | ★逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が2,000人、年間延べ利用者数が60,000人になっている。  | 開所されていない。         |

【2】 前期実施計画（平成 27 年度～令和 4 年度）で位置付けている目標

| No | 目標（★は、リーディング事業）<br>【2022(令和 4)年度】                                 | 現状<br>【2013(平成 25 年)年度末】                    | 補足  |
|----|---|---|---|
| 1  | ★子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018（平成 30）年度の年間アクセス数の 20 パーセント増となっている。    | 子育てに関するポータルサイトがない。                          | これから構築するポータルサイトであって、内容によってアクセス数は大幅に異なる。できるだけアクセス数が増えるようなポータルサイトの構築をめざす。   |
| 2  | ★逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が 2,000 人、年間延べ利用者数が 60,000 人になっている。 | 開所されていない。                                   | ・逗子市体験学習施設は、2014（平成 26）年 4 月に第一運動公園内に開所し、小さい子どもと保護者が憩う場所、中学・高校生の居場所、生涯学習からスポーツまでいろいろな活動をする場所、様々な世代が交流する場所、いざという時の防災拠点などの機能を兼ね備えたもの。スマイルは愛称。<br>・2013（平成 25）年度の青少年会館の実績（講座受講者数約 1,000 人、利用者数 30,000 人）をもとに、実際に利用の中心となる中学・高校生の参加による「逗子市体験学習施設企画運営委員会による企画を取り入れた講座・イベントの実施により利用者の倍増をめざすもの。 |
| 3  | 「逗子市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」における子育ての環境や支援の満足度が 25 パーセントになっている。    | 15.2 パーセント<br>【2013(平成 25)年度調査】             | 施設整備等、事業の推進に時間を要する事業が多く、既存の事業内容の制度拡充を行い（ずしファミリー・サポート・センター事業の病児・病後児の預かり、妊婦健診補助等）、5 年間で満足度の 10 ポイントアップをめざす。   |
| 4  | 教育・保育施設等を希望する人すべてが、希望する施設を利用できる。                                  | 保育所入所待機児童数 18 名<br>【2013(平成 25)年 4 月 1 日現在】 | 2015（平成 27）年度から施行される子ども・子育て支援の新制度における逗子市子ども・子育て支援事業計画に基づき、希望する人すべてが、希望する施設を利用できることをめざす。   |
| 5  | ほっとスペースの年間延べ利用者数が 26,000 人になっている。                                 | 約 10,000 人<br>【2013(平成 25)年度調査】             | ・「ほっとスペース」とは、市立小学校の多目的教室等や親子遊びの場*などを利用し、乳幼児が安心して遊べる場の提供、参加しやすいイベント等を行う子育て支援の場をいう。<br>・2014（平成 26）年度に池子ほっとスペースを開設したことに伴い、年間 1 万人程度の利用の純増が見込まれる。それに加えて、子育て支援に関する情報発信の充実等の施策を行うことで、年に 3 パーセント以上の延べ利用者数の増加を継続的にめざすもの。   |

◆「逗子市福祉プラン」で位置づけている事業と目標（計画期間 2015年度～2022年度）

(1) 『子育て支援センター運営事業』

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 課題  | 子育てについての悩みや不安のある人が気軽に相談ができるよう、身近な地域で相談できる場所や機会を拡充する必要があります。  |  |
| 取組み | 子育て支援センターでは親子で遊びながら他の親子と交流しながら誰もが気軽に相談できる仕組みを作るとともに、子ども相談室や児童相談所等の関係機関と綿密な連携を取り、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。 |  |
|     | 目標【2019（令和元）年度】  | 現状【2013（平成25）年度末】  |
|     | 年間15,000人が来所。<br>子育てネットワーク構築事業と連携した情報提供ができています。  | 子育て支援センター来所者<br>5,446組 11,627人<br>小坪親子遊びの場（巡回相談）<br>来所者 181組 385人<br>沼間親子遊びの場（巡回相談）<br>来所者 516組 1,174人 |

(2) 『ファミリーサポートセンター運営事業』

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 課題  | 乳幼児や小学生等の児童がいる家庭の児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者が会員となり、ファミリーサポートセンターが連絡調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進しております。地域の保護者の要望に応えるために乳幼児、小学生の一時預かりや病児・病後児の預かり等のニーズに対応できる支援会員、両方会員の確保が必要です。 |  |
| 取組み | ファミリーサポートセンター支援会員研修について、支援会員が病児・病後児の預かりができるように研修会の開催方法、講義内容や開催回数などの工夫を図ります。  |  |
|     | 目標【2019（令和元）年度】  | 現状【2013（平成25）年度末】  |
|     | ファミリーサポートセンターの支援会員が500人になっている。<br>病児・病後児預かりについて市民に周知がされ、病児・病後児預かりができる支援会員が増えてきている。   | 依頼会員 956人<br>支援会員 279人<br>両方会員（依頼会員かつ支援会員である会員） 169人<br>*病児・病後児預かりは平成26年度より開始。 |

(3) 『子ども相談室運営事業』

|     |  |                                   |
|-----|--|-----------------------------------|
| 課題  | 社会状況が複雑化し、核家族化が進む中で、子育てに関する悩みをひとりで抱える親に対する支援や、配偶者からの暴力、望まない妊娠等様々な問題に対応するために、各機関と更なる連携をとる必要があります。 |                                   |
| 取組み | 児童福祉法に基づく要保護児童対策ネットワーク会議を中心に児童相談所や警察署、保健福祉事務所等と連携をとりながら対象者へ寄り添う支援体制の更なる充実化を図ります。                 |                                   |
|     | 目標【2019（令和元）年度】  | 現状【2013（平成25）年度末】                 |
|     | 要保護児童対策ネットワーク会議を中心とした様々な関係機関との連携が今まで以上に充実し、対象者への支援が組織的に行われている。                                   | 要保護児童対策ネットワーク会議を中心に対象者への支援を行っている。 |

(4) 『妊産婦・乳児訪問等事業』

|     |   |                      |
|-----|---|----------------------|
| 課題  | 妊婦や、出産後の母子のケアにおいて、子育てについての的確な情報提供や養育環境の把握がますます必要となっています。                      |                      |
| 取組み | 安全な妊娠・出産の確保、安心して子育てできる環境の確保及び個人の健康状態に応じた支援環境の確保を目的として、妊娠期から産後まで一貫した相談体制を整えます。 |                      |
|     | 目標【2019（令和元）年度】   | 現状【2013（平成25）年度末】    |
|     | 保健師及び助産師がすべての乳児のいる家庭を訪問し、相談に応じている。  | 保健師、助産師が訪問や相談に応じている。 |

### 3 計画の策定体制

(1) 計画策定体制の整備

幅広い意見を集約するため、子育て中の保護者、保育・教育・福祉関係団体の関係者や、学識経験者・公募市民などで構成されている「逗子市子ども・子育て会議」において、計画の策定に関し必要な事項の協議・検討を行いました。

(2) 実態調査の実施

平成30年12月～平成31年1月に、0歳児から6歳児までの未就学児を子育て中の保護者を対象として、『「逗子市子ども・子育て支援事業計画の改定」に伴うアンケート調査(未就学児調査)』を、また、平成31年3月に、逗子市立の小学校1学年～4学年までの児童の保護者を対象として、『「逗子市子ども・子育て支援事業計画の改定」に伴うアンケート調査(小学生調査)』を実施し、計画策定の基礎資料としました。



| 調査                                   | 調査対象                                      | 配布数   | 回収数<br>回収率     |
|--------------------------------------|---|-------|----------------|
| 未就学児調査<br>平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月実施 | 逗子市にお住まいで、0 歳児から 6 歳児<br>までの未就学児を子育て中の保護者 | 2,104 | 1,143<br>54.3% |
| 小学生調査<br>平成 31 年 3 月実施               | 逗子市立の小学校 1 学年～4 学年までの<br>児童の保護者           | 1,729 | 1,271<br>73.6% |

### (3) パブリックコメントの実施

令和元年 12 月にパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

1. 意見提出人数 10 人（FAX 1 人、メール 9 人 / 個人 8 人、団体 2 件）

2. 意見内容の概要

| 区分                   | 件数   |
|----------------------|------|
| ① 素案に対しての意見          | 17 件 |
| ② 個別事業に関してや感想等その他の意見 | 38 件 |
| 合計                   | 55 件 |

3. 市の対応区分

| 記号 | 対応区分                              | 件数   |
|----|-----------------------------------|------|
| ○  | 意見を反映し、素案を修正するもの                  | 2 件  |
| □  | 意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの         | 8 件  |
| ■  | 意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの      | 10 件 |
| ▲  | ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの       | 0 件  |
| ◆  | 今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの | 35 件 |
|    | 合計                                | 55 件 |

## 4 計画の期間

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間を計画期間とします。なお、5 年間の計画期間中であっても、状況の変化が生じた場合は、適宜必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。

(年度)

| 逗子市<br>子ども・子育て<br>支援事業計画 | H27   | H28 | H29 | H30 | R1 | R2          | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------------------------|-------|-----|-----|-----|----|-------------|----|----|----|----|
|                          | 第 1 期 |     |     |     |    | 第 2 期 (本計画) |    |    |    |    |

## 5 計画の対象

この計画の対象は、18 歳未満のすべての子どもとその家庭及び妊婦を含むこれから子育てを始めようとする家庭です。

